

熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、重度心身障がい者の医療費助成事業を行う市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 要項及びこの要領において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ当該右欄に定めるところによる。

身体障害者手帳所持者	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
療育手帳所持者	熊本県療育手帳交付要項により療育手帳の交付を受けた者
福祉手当受給相当者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に該当する者
精神障害者保健福祉手帳所持者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
重度心身障がい者	(1) 身体障害者手帳所持者で、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当するもの (2) 療育手帳所持者で、その障がいの程度が最重度（A1）又は重度（A2）に該当するもの (3) 福祉手当受給相当者 (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者で、その障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級1級に該当するもの
受給資格者	重度心身障がい者で、次の各号のすべてに該当し、市町村長が医療費助成対象者として認定したもの (1) 満1歳以上の者で、かつ、県内に住所を有するもの (2) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者
医療保険各法	(1) 健康保険法（大正11年法律第70号） (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号） (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
医療費	疾病又は負傷について、医療保険各法に規定する保険給付の対象となる費用

	ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費、移送費、家族移送費及び傷病手当金を除く。 (注) 医療費には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の規定による医療扶助及び交通事故等による第三者からの賠償として支払われる医療費を含まない。
一部負担金	医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額（他の法令等により国又は地方公共団体の負担により給付されるいわゆる公費負担医療がある場合は、その額を控除した額）
自己負担額	当該助成事業において、受給資格者が負担すべき額 (1) 入院の場合において、同一月の診療分について、1医療機関等（病院、診療所又は施術所をいう。以下同じ。）につき、2,000円 (2) 入院外の場合において、同一月の診療分又は施術分について、1医療機関等につき、1,000円
高額療養費等の額	医療保険各法の規定による高額療養費の額及び組合管掌健康保険等の規定による附加給付の額

(補助金の交付申請)

第3条 要項第3条第1項の交付申請書の提出期限は、9月30日とし、その提出部数は、1部とする。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書及び同項第2号の収支予算書は省略するものとし、同項第3号のその他必要とする書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助金所要額調書（別記様式重医補第1号）

(2) 歳入歳出予算書抄本

(3) 関係条例、規則等（前年度申請時以降において、改正を行ったときのみ添付）

(補助金の変更交付申請)

第4条 要項第5条第2項の変更申請書の提出期限は、1月20日とし、その提出部数は、1部とする。

2 要項第5条第2項の変更申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助金所要額調書（別記様式重医補第2号）

(2) 歳入歳出予算書抄本

(3) 関係条例、規則等（前回申請時以降において、改正を行ったときのみ添付）

(申請の取下げ)

第5条 要項第6条に規定する申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第6条 要項第9条第2項第1号の事業実績書及び同項第2号の収支精算書は省略するものとし、同項第3号のその他知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助金精算書（別記様式重医補第3号）

(2) 歳入歳出決算見込抄本

2 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、2月末日とし、補助金の交付を概算払により受けた場合についても同様とする。また、その提出部数は、1部とする。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、概算払又は精算払により交付するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成15年6月19日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領中第1条の規定は平成18年4月1日から、第2条の規定は平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月16日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の規定は、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）以後の診療又は施術に係る医療費について適用し、適用日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年1月15日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年6月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

3 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

4 改正後の熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）以後の診療又は施術に係る医療費について適用し、適用日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式重医補第1号（第3条関係）

年度（ 年度）熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金所要額調書

市町村名 _____

区 分		受給資格者証交付 実 人 員	助成予定 延 件 数	医 療 費 総 額	一 部 負 担 金 額	控 除 額			県補助基準額 D－(E+F+G)	市 町 村 助 成 予 定 額	県補助所要額 HとIとを比較して 少ない方の額×1/2
						高額療養費 の 額	附 加 給 付	自己負担額			
		A 人	B 件	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円
後期高齢者医療制度被保険者以外	入院										
	入院外										
後期高齢者医療制度被保険者	入院										
	入院外										
計											

- 1 受給資格者証交付実人員については、8月末現在の数を記入のこと。
- 2 J欄の計については、1, 0 0 0円未満を切り捨てること。

別記様式重医補第2号（第4条関係）

年度（ 年度）熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金所要額調書（変更）

市町村名

区 分		受給資格者証交付実人員	助 成 延件数	医療費総額	一部負担金額	控 除 額			県 補 助 基 準 額	市 町 村 助 成 額	県 補 助 所 要 額	既 決 交 付 額	差 引 過 不 足 額
						高額療養 費 の 額	附加給付	自 己 負 担 額					
		A	B	C	D	E	F	G	D-(E+F+G)	I	HとIとを比較して 少ない方の額×1/2	K	J-K
後期高齢 者医療制 度被保険 者以外	入 院	人	件	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	入 院 外												
後期高齢 者医療制 度被保険 者	入 院												
	入 院 外												
計													

1 受給資格者証交付実人員については、12月末現在の数を記入のこと。

2 J欄の計については、1,000円未満を切り捨てること。

別記様式重医補第3号（第6条関係）

年度（ 年度）熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金精算書

市町村名 _____

区 分		受給資格者証交付実人員 A	助 成 延件数 B	医療費総額 C	一部負担金額 D	控 除 額			県 補 助 基 準 額 D-(E+F+G) H	市 町 村 助 成 額 I	県 補 助 所 要 額 J HとIとを比較して 少ない方の額×1/2	交 付 済 額 K	差 引 J-K L
						高額療養 費 の 額 E	附加給付 F	自 己 負 担 額 G					
後期高齢 者医療制 度被保険 者以外	入 院	人	件	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	入 院 外												
後期高齢 者医療制 度被保険 者	入 院												
	入 院 外												
計													

1 受給資格者証交付実人員については、12月末現在の数を記入のこと。
2 J欄の計については、1,000円未満を切り捨てること。